

福岡県公報

平成25年5月7日
第3493号

目次

告示 (第728号 - 第733号)

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 1
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 1
- 都市計画事業の認可 (公園街路課) 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 2

公告

- 落札者等の公示 (システム管理課) 3
- 落札者等の公示 (税務課) 3
- 落札者等の公示 (税務課) 3
- 落札者等の公示 (総務事務センター) 4
- 落札者等の公示 (総務事務センター) 4
- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) 5

監査委員

- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) 5
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局特別監査室) 29
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局特別監査室) 33
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第二課) 35
- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) 37

雑報

- 保育士試験の実施 (子育て支援課) 43

告示

福岡県告示第728号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年5月7日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市多久字沼田514番1、514番4から514番6まで、523番1及び523番3
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区東光一丁目3番11号
株式会社やますえ
代表取締役 山口 末太郎

福岡県告示第729号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年5月7日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	507	北九州市八幡西区黒崎3丁目15-3 社団法人北九州市食品衛生協会八幡西支所	北九州市八幡西区黒崎3丁目15-3 社団法人北九州市食品衛生協会八幡西支所	平成25年5月7日
旧		北九州市八幡西区筒井町15番1号 社団法人北九州市食品衛生協会八幡西支所	北九州市八幡西区筒井町15番1号 社団法人北九州市食品衛生協会八幡西支所	

福岡県告示第730号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の

認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年5月7日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業 3・4・65号 曾根菟田線

北九州都市計画道路事業 3・4・210号 下曾根駅前線

北九州都市計画駐車場事業 12号 下曾根駅北口自転車駐車場

3 事業施行期間

平成25年5月7日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

北九州市小倉南区下曾根一丁目、下曾根二丁目及び下曾根三丁目

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第731号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年5月7日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川市大字楠824番13から824番20まで及び824番30から824番34まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川市大字位登928番地

社会福祉法人 猪位金福祉会

理事長 佐々木 陽子

福岡県告示第732号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成25年5月7日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する形質変更時要届出区域

直方市大字山部529番10、529番11、529番12、529番14、529番15、287番12及び287番13の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

福岡県告示第733号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年5月7日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年4月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人みなみウイング

(2) 代表者の氏名

有田 泰志

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糸島市南風台三丁目8番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、開発途上国の人々の生活基盤を支援し、その自立に貢献するとともに、地域社会における国際理解、人材育成、経済発展およびコミュニティづくりに寄与することを目的とする。

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年5月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
電子調達システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部システム管理課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
東芝ソリューション株式会社九州支社
 - (2) 住所
福岡市中央区長浜二丁目4番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
32,445,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年5月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
税務システム用機器等の保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
日本電気株式会社九州支社
 - (2) 住所
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 契約金額
31,534,725円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年5月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
税務電算処理システム運用管理等業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社BCC
 - (2) 住所
福岡市中央区六本松2丁目12番19号
- 5 契約金額
44,730,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。
平成25年5月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
人事給与システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務センター
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
T I S株式会社 産業事業本部 西日本産業事業部 九州支社
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅東2丁目5番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
38,115,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。
平成25年5月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
庶務事務システム保守運用業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務センター
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成25年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

富士電機株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市博多区店屋町5番18号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

36,435,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)該当

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成25年5月7日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
株式会社城南九州製作所	福岡県直方市大字上頓野4200番地20	平成25年5月7日	平成26年3月31日まで

監査委員

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を、公立大学法人九州歯科大学等57団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年5月7日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	浦 田 憲 一

第1 監査の概要

1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象団体 : 公立大学法人九州歯科大学等57団体
- (2) 監査対象期間 : 平成23年度
- (3) 監査実施期間 : 平成24年10月10日～平成25年1月24日
監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象団体名	監査実施日
公立大学法人九州歯科大学	平成24年10月10日から 平成24年10月11日まで
公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター	平成24年10月15日から 平成24年10月16日まで
財団法人福岡県産業・科学技術振興財団	平成24年10月17日から 平成24年10月18日まで
公益財団法人福岡県水源の森基金	平成24年10月22日から 平成24年10月23日まで
社団法人福岡県私学教育振興会	平成24年10月24日
社会医療法人雪の聖母会	平成24年10月24日
社団法人福岡県私立幼稚園退職金基金社団	平成24年10月25日
医療法人聖峰会	平成24年10月25日
福岡北九州高速道路公社	平成24年10月30日から 平成24年11月1日まで
財団法人福岡県産炭地域振興センター	平成24年11月2日
公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター	平成24年11月5日
公益財団法人福岡県女性財団	平成24年11月6日
福岡県漁業信用基金協会	平成24年11月7日から 平成24年11月8日まで
株式会社久留米リサーチ・パーク	平成24年11月13日から 平成24年11月14日まで
公益財団法人特定鉱害復旧事業センター	平成24年11月15日

監査対象団体名	監査実施日
日本赤十字社福岡県支部	平成24年11月21日
平成筑豊鉄道株式会社	平成24年11月26日から 平成24年11月27日まで
社団法人久留米医師会	平成24年11月28日
学校法人福岡大学	平成24年11月29日
社会医療法人陽明会	平成24年11月30日
福岡県土地改良事業団体連合会	平成24年11月30日
九州観光推進機構	平成24年12月5日
福岡県職業能力開発協会	平成24年12月5日
社団法人福岡県バス協会	平成24年12月6日
福岡県アジア若者文化交流事業実行委員会	平成24年12月6日
福岡県産品輸出促進協議会	平成24年12月7日
社団法人福岡県青少年育成県民会議	平成24年12月7日
社団法人朝倉医師会	平成24年12月12日
福岡アジアファッション拠点推進会議	平成24年12月12日
社団法人遠賀中間医師会	平成24年12月13日
財団法人福岡県職員互助会	平成24年12月13日
福岡県障害者スポーツ協会	平成24年12月14日
福岡県高等学校体育連盟	平成24年12月14日
公益社団法人福岡県少年警察ボランティア協会	平成24年12月19日
社団法人ふくおか園芸農業振興協会	平成24年12月19日
財団法人九州大学学術研究都市推進機構	平成24年12月20日

監査対象団体名	監査実施日
公益社団法人福岡県保育協会	平成24年12月20日
ふくおか県民文化祭福岡県実行委員会	平成24年12月21日
福岡県Ruby・コンテンツビジネス振興会議 (旧 福岡コンテンツ産業振興会議)	平成24年12月21日
学校法人東福岡学園 東福岡高等学校	平成25年1月9日
学校法人筑紫女学園 筑紫女学園高等学校	平成25年1月9日
学校法人都築学園 福岡第一高等学校	平成25年1月10日
学校法人九州産業工学園 九州産業大学付属九州産業高等学校	平成25年1月10日
学校法人中村学園 中村学園女子高等学校	平成25年1月11日
学校法人博多学園 博多高等学校	平成25年1月11日
学校法人久留米工業大学 祐誠高等学校	平成25年1月16日
学校法人九州中村高等学園 九州産業大学付属九州高等学校	平成25年1月16日
学校法人九州国際大学 九州国際大学付属高等学校	平成25年1月17日
学校法人福原学園 自由ヶ丘高等学校	平成25年1月18日
学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム 明治学園高等学校	平成25年1月18日
学校法人東筑紫学園 東筑紫学園高等学校	平成25年1月21日
学校法人筑陽学園 筑陽学園高等学校	平成25年1月22日
学校法人福岡雙葉学園 福岡雙葉高等学校	平成25年1月22日
学校法人大牟田学園 大牟田高等学校	平成25年1月23日
学校法人豊国学園 豊国学園高等学校	平成25年1月23日
学校法人精華学園 精華女子高等学校	平成25年1月24日
学校法人折尾愛真学園 折尾愛真高等学校	平成25年1月24日

2 監査の主眼

今回の監査は、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかについて実施した。

3 監査対象団体の事業概要及び財政的援助等の内容

別表のとおり。

第2 監査の結果

今回の監査の結果、各監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

(別表)

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
公立大学法人 九州歯科大学	広く知識を授けるとともに、深く歯学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって歯科医療の発展と地域の福祉に寄与することを目的とする九州歯科大学を設置し、及び管理する。	県は、資本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し交付金等を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○公立大学法人九州歯科大学出資金 19,679,209,480円 (うち平成23年度 0円) ○公立大学法人運営費交付金 平成23年度 1,469,792,000円 ○公立大学法人九州歯科大学施設整備費補助金 (磁気共鳴断層撮像システム導入) 平成23年度 194,250,000円 ○公立大学法人九州歯科大学施設整備費補助金 (解剖実習室ホルムアルデヒド対策工事) 平成23年度 40,982,000円
公益財団法人 水素エネルギー製品 研究試験センター	水素エネルギーの開発促進、水素エネルギー新産業の育成、集積により、福岡県の産業の活性化と県民生活の質的向上を目的とし、水素エネルギー関連製品の製品試験及び研究開発等に関する事業を実施している。	県は、基本財産のうち88.2%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○水素エネルギー製品研究試験センター出捐金 150,000,000円 (うち平成23年度 0円) ○水素エネルギー製品研究試験センター建設用地購入資金貸付金 112,000,000円 (うち平成23年度 0円) ○公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター運営事業補助金 平成23年度 100,579,978円

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
財団法人 福岡県産業・科学技術 振興財団	<p>産学官の共同研究による創造的研究開発を推進する等により科学技術の振興を図り、福岡県の産業構造の高度化や新たな産業の育成に貢献し、もって福岡県の産業の活性化と県民生活の質的向上に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産学官の共同研究による創造的研究開発支援事業 2 科学技術に関する研究交流事業 3 国際的科学技術交流推進事業 4 創造的中小企業の育成支援事業 5 システムLSI総合開発に関する施設の管理運営 	<p>県は、基本金の89.8%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡県産業・科学技術振興財団出資金 2,300,000,000円 (うち平成23年度 0円) ○創造的中小企業創出支援事業に係る投資原資資金貸付金 9,600,000円 (うち平成23年度 0円) ○地域ベンチャーファンド支援事業に係る出資原資資金貸付金 290,733,330円 (うち平成23年度 0円) ○財団法人福岡県産業・科学技術振興財団運営費補助金(福岡県産業・科学技術振興財団の運営) 平成23年度 78,061,275円 ○〃(創造的中小企業創出支援事業(ベンチャー投資事業分)) 平成23年度 425,000円 ○〃(ベンチャーサポートセンターの運営) 平成23年度 41,540,000円 ○〃(マッチングコーディネート事業) 平成23年度 7,475,000円 ○〃(先端システムLSI開発拠点の形成) 平成23年度 160,358,051円 ○〃(三次元半導体研究センター運営費) 平成23年度 74,364,000円 ○〃(社会システム実証センター運営費) 平成23年度 66,640,000円 ○〃(有機光エレクトロニクス産学連携実用化基盤センター整備事業) 平成23年度 32,517,500円 ○〃(システムLSI新産業展開研究開発支援費) 平成23年度 54,782,306円 ○〃(Ruby・コンテンツ産業振興センター運営費) 平成23年度 20,890,307円 ○〃(新産業展開研究開発支援事業) 平成23年度 19,141,407円 ○〃(ものづくり中小企業製品開発支援事業) 平成23年度 88,791,091円

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
公益財団法人 福岡県水源の森基金	<p>森林の造成整備、緑の募金、林業の担い手の育成・確保及び水源地域の振興に関する事業を行い、森林の水源かん養機能の向上、県土の保全及び県民の緑化意識の高揚並びに林業の振興及び水資源の開発と確保に寄与することを目的としている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 森林の造成整備に関する事業 2 森林整備・保全等の普及啓発に関する事業 3 森林の機能の充実に係る調査研究に関する事業 4 林業担い手の労働環境改善に関する事業 5 林業担い手の育成・確保に関する事業 6 緑の募金の募金運動の実施及び寄付金の管理に関する事業 7 森林整備等を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成する者に対する交付金の交付に関する事業 8 森林整備等の実施に関する事業 9 上流地域と下流地域との相互理解を促進するための普及啓発及び交流に関する事業 10 ダム建設等の諸施策に伴い必要となる水源地域における諸環境、諸機能の保全及び増進等地域の振興に関する事業 11 ダム建設等の諸施策に伴い必要となる情報交換及び連絡に関する事業 12 その他前条の目的を達成するために必要な事業 	<p>県は、基本金の99.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡県水源の森基金出資金 1,359,696,379円 （平成23年度取崩額 8,317,122円） ○福岡県水源の森基金事業費補助金 平成23年度 9,300,000円 ○福岡県林業担い手育成強化対策事業費補助金 平成23年度 1,829,000円

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
社団法人 福岡県私学教育振興会	学校法人が福岡県内に設置する私立小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の教育振興のために必要とする事業を実施している。	県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県私学教育振興会補助金 （私立学校退職金基金造成補助金） 平成23年度 525,401,000円 ○〃（福岡県私学教育研究所学習支援センター運営費補助金） 平成23年度 8,272,301円
社会医療法人 雪の聖母会	病院、診療所及び介護老人保健施設を経営し、科学的でかつ適切な医療及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある患者に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療行為等を普及すること、また、カトリックの愛の精神に基づき療養の適切な指導、保健活動及び国際医療協力を行うことを目的とする。	県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○医療施設耐震化施設整備費補助金 平成23年度 308,188,000円 ○周産期母子医療センター運営費補助金 平成23年度 32,091,000円 ○救急医療施設等設備整備費補助金 平成23年度 21,234,000円 ○救急勤務医支援事業補助金 平成23年度 5,219,000円 ○周産期医療等施設、設備整備費補助金 平成23年度 4,415,000円 ○病院内保育所運営費補助金 平成23年度 3,748,000円 ○新人看護職員研修事業費補助金 平成23年度 1,893,000円 ○新生児医療担当医確保支援事業費補助金 平成23年度 1,073,000円 ○産科医等確保支援事業費補助金 平成23年度 1,216,000円 ○がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 平成23年度 5,260,000円 ○感染症指定医療機関施設・設備整備費県補助金 平成23年度 5,879,000円
社団法人 福岡県私立幼稚園 退職金基金社団	私立幼稚園に勤務する教職員等の福祉を増進し、もって幼稚園教育の振興に寄与することを目的として、会員が設置する幼稚園等に勤務する常勤の教職員が退職した場合に、当該会員の支給すべき退職手当の資金をその会員に給付する事業を実施している。	県は、当法人が行う私立幼稚園退職金基金造成事業に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○私立幼稚園退職金基金社団補助金 平成23年度 342,131,000円

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
医療法人 聖峰会	<p>当法人は、病院、介護老人保健施設、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護・医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。</p>	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療施設耐震化施設整備費補助金 平成23年度 223,719,000円 ○病院内保育所運営費補助金 平成23年度 2,922,000円 ○新人看護職員研修事業費補助金 平成23年度 852,000円 ○外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金 平成23年度 578,000円
福岡北九州高速道路公社	<p>福岡市及び北九州市の区域並びにその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕等を総合的かつ効率的に行うこと等により、地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福岡高速道路の建設事業及び維持管理 2 北九州高速道路の建設事業及び維持管理 	<p>県は、基本金の50.0%を出資するとともに、特別転貸債貸付金等の貸付け及び当公社の債務について債務保証等を行っている。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡北九州高速道路公社出資金 110,465,800,000円 (うち平成23年度 337,500,000円) ○特別転貸債貸付金 65,603,083,324円 (うち平成23年度 337,000,000円) ○福岡北九州高速道路公社経営改善資金 (長期貸付金) 15,000,000,000円 (うち平成23年度 0円) ○保証債務残高(平成23年度末) 295,593,344,587円 ○地方公共団体負担金 平成23年度 12,449,392円

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
財団法人 福岡県産炭地域振興 センター	<p>県内の産炭地域の広域的な振興に資する事業等を推進するとともに、産炭地域が自立的に新たな産業の創造等に資する事業を推進することにより、当該産炭地域の振興及び同地域の経済の自立的な発展に寄与することを目的として次の事業を実施している。</p> <p>1 産炭地域活性化に資する事業 (1) 地域振興企画調査等事業 (2) 炭鉱跡地等基盤整備事業 (3) 企業誘致等支援事業 (4) 広報、啓発、イベント等ソフト事業 (5) その他産炭地域の振興上必要な事業</p> <p>2 新たな産業の創造等に資する事業 (1) 新たな産業の創造に資する事業 (2) (1)の事業に関連する産業基盤整備に資する事業 (3) (1)及び(2)に掲げる事業に附帯する事業</p>	<p>県は、基本財産の全額、活性化基金の94.0%、及び新産業創造等基金の全額を次のとおり出資している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県産炭地域振興センター出資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本財産分 3,000,000円 (平成23年度取崩額 197,000,000円) ・活性化基金分 0円 (平成23年度取崩額 1,698,425,000円) ・新産業創造等基金分 242,756,475円 (平成23年度取崩額 425,670,043円)
公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進 センター	<p>暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図るための事業を実施している。</p>	<p>県は、基本金の79.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県暴力追放運動推進センター出資金 1,218,765,200円 (うち平成23年度 0円)</p> <p>○福岡県暴力追放運動推進センター補助金 平成23年度 3,000,000円</p> <p>○福岡県暴力追放運動推進センター 「暴力団排除活動支援事業」補助金 平成23年度 9,224,052円</p>
公益財団法人 福岡県女性財団	<p>女性問題に関する県民の自主的で創造的な活動を支援し、相互の連携を図ることにより、男女の自立と対等な社会参画の推進に寄与することを目的として、女性問題に関する情報の収集・提供、相談支援、参加交流、調査研究、研修養成事業等を実施している。</p>	<p>県は、基本金の全額を出資している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県女性財団出資金 200,000,000円 (うち平成23年度 0円)</p>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
福岡県漁業信用基金協会	<p>会員である中小漁業者、水産加工業者等が必要とする資金の融通の円滑化を図るため、中小漁業者等が金融機関から融資を受ける場合、その金融機関に対する債務の保証事業を実施している。</p>	<p>県は、基本金の43.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡県漁業信用基金協会出資金 444,450,000円 (うち平成23年度 0円) ○福岡県漁業信用基金協会運営資金貸付金 220,000,000円 (うち平成23年度220,000,000円) ○福岡県漁業信用基金協会指導事業強化費補助金 平成23年度 7,200,000円
株式会社 久留米リサーチ・パーク	<p>筑後地区及び久留米・鳥栖テクノポリスにおける産業支援施設として、地域産業の活性化及び高度化を図ることを目的とし、創造的研究開発の促進事業等を実施している。</p>	<p>県は、資本金の29.5%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○株式会社久留米リサーチ・パーク出資金 465,900,000円 (うち平成23年度 0円) ○株式会社久留米リサーチ・パーク事業費補助金 平成23年度 36,575,000円 ○ " (バイオ産業の拠点化推進) 平成23年度 47,065,499円 ○ " (治験ネットワーク福岡分) 平成23年度 13,928,000円 ○ " (新産業展開研究開発支援費) 平成22年度補正分 25,000,000円 ○ " (バイオ研究設備費) 平成22年度補正分 7,120,000円
公益財団法人 特定鉱害復旧事業センター	<p>福岡県内に発生する特定鉱害(石炭鉱業又は亜炭鉱業による地表から深さ五十メートル以内の採掘跡又は坑道の崩壊に起因する鉱害)のうち、無資力賠償義務者が賠償責任を負うこととなる鉱害の効用回復を図り、もって県民生活の安定に寄与することを目的として次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定鉱害復旧事業 2 鉱害が生じている地域の整備に係る事業 	<p>県は、基本金の28.9%を出資している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定鉱害復旧事業センター出捐金 9,945,952,000円 (うち平成23年度 0円)

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
日本赤十字社 福岡県支部	地域の中核病院として、地域医療に貢献している。	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療施設等施設整備費補助金 平成23年度 100,000,000円 ○周産期医療等施設、設備整備費補助金 平成23年度 61,733,000円 ○救急医療施設等設備整備費補助金 (地域災害医療センター設備整備事業) 平成23年度 12,233,000円 ○がん診療施設施設整備事業補助金 平成23年度 10,634,000円 ○新人看護職員研修事業費補助金 平成23年度 1,175,000円 ○腎不全対策推進事業補助金 平成23年度 1,145,000円
平成筑豊鉄道株式会社	旅客鉄道事業を実施している。	<p>県は、資本金の27.5%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成筑豊鉄道株式会社出資金 75,000,000円 (うち平成23年度 0円) ○平成筑豊鉄道株式会社運営費補助金 平成23年度 9,845,000円 ○第三セクター鉄道等安全輸送設備等整備事業費補助金 平成23年度 30,225,183円
社団法人 久留米医師会	久留米市における医師の生涯研修により医学及び医術の発達に努め、地域医療推進のため、看護師の養成に関する事業等を行っている。	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○看護師等養成所施設整備費補助金 平成23年度 133,790,000円 ○看護師等養成所運営費補助金 平成23年度 30,298,000円

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
学校法人福岡大学	当法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校教育を行っている。 また、福岡大学病院を運営している。	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療施設耐震化施設整備費補助金 平成23年度 118,952,000円 ○周産期母子医療センター運営費補助金 平成23年度 23,621,000円 ○周産期医療等施設、設備整備費補助金 平成23年度 8,400,000円 ○救急医療施設等設備整備費補助金 平成23年度 3,864,000円
社会医療法人 陽明会	当法人は、地域中核病院としての小波瀬病院並びに看護師養成所であるおぼせ看護学院を運営している。	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○看護師等養成所施設整備費補助金 平成23年度 129,642,000円 ○病院内保育所運営費補助金 平成23年度 5,539,000円 ○看護師等養成所初年度設備整備費補助金 平成23年度 865,000円 ○新人看護職員研修事業費補助金 平成23年度 262,000円
福岡県 土地改良事業団体連合会	<p>土地改良事業を行う者の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその協同の利益を増進することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助 2 土地改良事業に関する教育及び情報の提供 3 土地改良事業に関する調査及び研究 4 国又は都道府県が行う土地改良事業に対する協力 5 農地の集団化の指導奨励 6 前各号に掲げる事業のほか、土地改良法第111条の2の目的を達成するために必要な事業 	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土地改良施設維持管理適正化事業費補助金 平成23年度 63,480,000円 ○農村整備総合事業補助金 (換地事務推進対策費) 平成23年度 4,500,000円 ○担い手育成支援事業費補助金 平成23年度 952,000円 ○土地改良負担金償還平準化事業費利子補給補助金 平成23年度 173,111円 ○水土総合強化推進事業補助金 (土地改良施設管理円滑化事業) 平成23年度 1,522,000円 ○ " (土地改良換地等強化事業) 平成23年度 3,190,000円

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
九州観光推進機構	<p>九州地域における魅力ある観光地づくりと国内・海外観光客等の九州への誘客を推進し、観光産業の振興と九州経済の発展に寄与することを目的として次の「九州観光戦略」を柱とした事業を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 九州の魅力を磨きブランド化する戦略 2 国内大都市圏などからの誘客戦略 3 海外からの誘客戦略 	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し負担金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○九州観光推進機構負担金 平成23年度 69,089,000円</p>
福岡県職業能力開発協会	<p>職業能力の開発及び向上の促進に関する必要な業務を行うことにより、県内における職業能力の開発の促進を図ることを目的として、次の事業等を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡を行うこと 2 職業訓練及び職業能力検定に関する技術的事項について事業主、労働者等に対して相談に応じるとともに必要な指導及び援助を行うこと 3 事業主、労働者等に対して技能労働者に関する情報の提供等を行うこと 	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県職業能力開発協会補助金 平成23年度 57,256,000円</p>
社団法人 福岡県バス協会	<p>一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業経営基盤の強化並びに利用者に対するサービスの改善を促進するための事業を実施している。</p>	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し交付金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○運輸事業振興助成交付金 平成23年度 54,197,000円</p>
福岡県 アジア若者文化交流事業 実行委員会	<p>若者による文化交流を進め、アジア若者の相互理解を推進するため、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 AYCCの運営 2 ウェブサイト「asianbeat」の制作運営事業 3 若者文化の拠点育成事業 4 アジア若者文化の情報発信事業 5 その他、委員会の目的を達成するために必要な事業 	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し負担金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県アジア若者文化交流事業実行委員会負担金 平成23年度 46,862,000円</p>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
福岡県産品 輸出促進協議会	<p>本県で生産される農林水産物及び加工食品や工芸品などの県産品の海外における市場開拓及び輸出振興に資することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海外市場開拓及び輸出振興に係る総合企画並びに連絡調整に関する事 2 海外における商談会等の実施に関する事 3 その他協議会の目的達成のために必要な事項に関する事 	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し負担金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県産品輸出促進協議会負担金 平成23年度 46,853,000円</p>
社団法人 福岡県青少年育成県民会議	<p>広く県民の総意を結集し、国や県の施策に呼応して、総合的な運動を展開し、将来を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 青少年の自立と社会参加活動の促進並びに組織の充実強化 2 青少年健全育成活動の推進 3 明るい家庭づくりと心豊かな子育て運動の推進 4 広報啓発活動 5 青少年育成指導者、ボランティアの登録及び研修 	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県青少年育成県民運動推進事業費 県費補助金 平成23年度 31,461,000円</p>
社団法人 朝倉医師会	<p>当医師会は、以下の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域医療の確立及び整備に関する事項 2 医師の生涯教育及び研究 3 社会保障制度の充実改善 4 公衆衛生の指導及び調査 5 医業経営の改善と合理化 6 会員の相互扶助及び親睦並びに福祉増進 7 病院の設置及び運営 8 看護師等の養成施設の設置及び運営 9 訪問看護ステーションの設置及び運営 10 健診センターに関する事項 11 介護老人保健施設の設置及び運営 12 居宅介護支援事業及び居宅サービス事業並びに介護予防サービス事業の実施 13 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業 14 その他目的達成上必要な事項 	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○へき地医療拠点病院運営費補助金 平成23年度 10,387,000円</p> <p>○看護師等養成所運営費補助金 平成23年度 17,782,000円</p> <p>○病院内保育所運営費補助金 平成23年度 2,639,000円</p> <p>○新人看護職員研修事業費補助金 平成23年度 530,000円</p>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
福岡アジアファッション拠点推進会議	<p>福岡のアジアにおけるファッション産業拠点化を推進することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福岡のアジアにおけるファッション産業拠点化に係る事業の企画及び推進 2 その他本会の目的を達成するために必要な事業 	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し負担金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡アジアファッション拠点推進会議負担金 平成23年度 27,135,000円</p>
社団法人 遠賀中間医師会	<p>中間市及び遠賀郡における医師の生涯研修により医学及び医術の発達に努め、地域医療推進のため、おかがき病院及びおんが病院の設置並びに運営に関する事業及び看護師、助産師の養成に関する事業を行っている。</p>	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○看護師等養成所運営費補助金 平成23年度 28,702,000円</p> <p>○新人看護職員研修事業費補助金 平成23年度 530,000円</p>
財団法人 福岡県職員互助会	<p>県職員等の福利の増進等を図り、もって県行政の円滑かつ能率的な運営に資するとともに、県民福祉の向上に寄与することを目的として、県職員等の福利厚生に関する事業を実施している。</p>	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し負担金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○アウトソーシング推進費負担金 平成23年度 20,827,341円</p> <p>○財団法人福岡県職員互助会運営費負担金 平成23年度 4,237,716円</p>
福岡県障害者スポーツ協会	<p>当協会は、以下の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者のスポーツに関する知識の普及及び実践活動の啓発 2 障害者のスポーツに関する調査研究及び広報活動 3 障害者スポーツ指導員の養成 4 地域における障害者スポーツ指導者研修の実施 5 障害者スポーツクラブの育成 6 県からの委託事業の実施 7 その他目的を達成するために必要な事業 	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○全国障害者スポーツ大会派遣事業費補助金 平成23年度 9,199,229円</p> <p>○福岡県障害者スポーツ協会運営費補助金 平成23年度 19,209,000円</p>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
福岡県高等学校体育連盟	<p>本県高等学校に係る体育・スポーツ活動の振興を図り、もって高校生の健全な発達を図ることを目的として、次の事業を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 競技会の開催並びに派遣 2 運動競技の指導奨励 3 体育振興の調査研究 4 関係団体・機関との連携等 	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○体育振興費補助金 平成23年度 24,309,000 円</p>
<p>公益社団法人 福岡県少年警察ボランティア協会</p>	<p>少年補導員その他の少年の非行防止又は健全育成のための活動を行う者（以下「少年補導員等」という。）の支援等を行うとともに、これらの者により組織される団体の相互の連携を図り、もって少年の非行防止及び健全育成に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 少年補導員等に対する研修 2 少年補導員等に対する表彰 3 少年補導員等により組織された団体との連携に関する事業 4 少年の非行防止及び健全育成に関する広報啓発 5 少年の社会参加活動及びスポーツ活動の推進 6 少年の非行防止及び健全育成に関する書籍等の出版 7 少年の非行防止及び健全育成に関する調査研究 8 その他本会の目的を達成するために必要な事業 	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○社団法人福岡県少年補導員連絡協議会補助金 平成23年度 20,353,000円</p>
<p>社団法人 ふくおか園芸農業振興協会</p>	<p>福岡県の園芸農業の振興並びに農家経営の安定に資することを目的として、野菜、果実、い製品等の園芸農産物の計画的な生産・出荷の推進、経営安定対策、需要拡大等の事業を実施している。</p>	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○園芸農業等総合対策事業費補助金（青果物生産安定事業） 平成23年度 5,550,000円</p> <p>○園芸農業等生産出荷安定対策事業費補助金 平成23年度 11,955,000円</p>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
財団法人 九州大学学術研究都市 推進機構	<p>産学官との共同により、学術研究に関する広報活動、先端技術に係る研究開発及びその支援並びに企業・研究機関等の九州大学新キャンパス周辺地域への進出等の支援を行うことにより、当該地域に知的拠点を形成し、もって、福岡県の産業の育成及び県民生活の質的向上に資することを目的として、次の事業を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学術研究に関する広報活動事業 2 産学官の共同研究による研究開発及びその支援に関する事業 3 研究機関等の立地支援事業 4 産学連携交流支援事業 	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○財団法人九州大学学術研究都市推進機構運営事業費補助金 平成23年度 18,155,794円</p>
公益社団法人 福岡県保育協会	<p>広く保育に関する県民の理解を深め、保育事業の健全な発展を図るとともに、児童福祉の増進のための活動を通して本県の保育事業の振興に寄与することを目的として、次の事業を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育の発展普及に関する事業 2 保育に関する調査・研究 3 県民に対する広報・啓発事業 4 会員に対する情報の提供 5 会員の研修並びに相互扶助等 	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県保育協会運営費補助金 平成23年度 17,400,000円</p>
ふくおか県民文化祭 福岡県実行委員会	<p>ふくおか県民文化祭を円滑に開催することにより、広く県民の文化活動への参加意欲を喚起し、地域文化の振興に寄与することを目的として、県民文化祭の企画、運営等の事業を実施している。</p>	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し負担金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○ふくおか県民文化祭福岡県実行委員会負担金 平成23年度 17,553,000円</p>
福岡県 Ruby・コンテンツビジネス 振興会議 (旧 福岡コンテンツ産業 振興会議)	<p>産学官によるコンテンツ産業拠点「福岡コンテンツ産業振興会議」を組織し、リーディング企業群の育成を行う。 また、コンテンツ企業の集積を図り、我が国における一大拠点化を目指す。</p>	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡コンテンツ産業振興会議負担金 平成23年度 11,120,000円</p>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
学校法人東福岡学園 東福岡高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○私立学校経常費補助金 平成23年度 657,607,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成23年度 32,288,900円
学校法人筑紫女学園 筑紫女学園高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○私立学校経常費補助金 平成23年度 502,033,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成23年度 12,226,500円
学校法人都築学園 福岡第一高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○私立学校経常費補助金 平成23年度 414,790,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成23年度 61,015,450円
学校法人九州産業工学園 九州産業大学付属九州産業 高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○私立学校経常費補助金 平成23年度 588,447,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成23年度 49,014,100円

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
学校法人中村学園 中村学園女子高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○私立学校経常費補助金 平成23年度 420,431,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成23年度 20,031,675円
学校法人博多学園 博多高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○私立学校経常費補助金 平成23年度 380,420,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成23年度 43,779,700円
学校法人久留米工業大学 祐誠高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○私立学校経常費補助金 平成23年度 565,327,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成23年度 35,095,500円
学校法人九州中村高等学園 九州産業大学付属九州高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○私立学校経常費補助金 平成23年度 509,940,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成23年度 37,285,100円

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
学校法人九州国際大学 九州国際大学付属高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○私立学校経常費補助金 平成23年度 529,638,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成23年度 20,238,300円
学校法人福原学園 自由ヶ丘高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○私立学校経常費補助金 平成23年度 491,062,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成23年度 24,453,600円
学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム 明治学園高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○私立学校経常費補助金 平成23年度 228,110,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成23年度 1,940,400円
学校法人東筑紫学園 東筑紫学園高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○私立学校経常費補助金 平成23年度 428,571,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成23年度 26,929,600円

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
学校法人筑陽学園 筑陽学園高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○私立学校経常費補助金 平成23年度 458,700,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成23年度 17,046,900円
学校法人福岡雙葉学園 福岡雙葉高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○私立学校経常費補助金 平成23年度 198,783,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成23年度 2,920,500円 ○世界に打って出る若者育成事業補助金 平成23年度 1,499,400円
学校法人大牟田学園 大牟田高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○私立学校経常費補助金 平成23年度 425,906,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成23年度 37,240,600円 ○世界に打って出る若者育成事業補助金 平成23年度 1,534,300円

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
学校法人豊国学園 豊国学園高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○私立学校経常費補助金 平成23年度 289,167,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成23年度 26,504,600円
学校法人精華学園 精華女子高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○私立学校経常費補助金 平成23年度 383,077,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成23年度 52,555,500円
学校法人折尾愛真学園 折尾愛真高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○私立学校経常費補助金 平成23年度 369,278,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成23年度 30,036,000円 ○世界に打って出る若者育成事業補助金 平成23年度 484,625円

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した知事部局及び教育委員会の出先機関並びに警察本部関係機関34か所について実施した随時監査結果の報告（平成25年3月4日24監総第991号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年5月7日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	浦 田 憲 一

2 5 保 総 第 2 号

平成 2 5 年 4 月 4 日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 浦 田 憲 一 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 2 5 年 3 月 4 日 2 4 監総第 9 9 1 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	退職者の給与（共済掛金還付金）が、3 か月支給されず所属の口座に残っていた。	口座に残っていた退職者の給与（共済掛金還付金）を速やかに支給した。 今後は、給与支給調書の内容確認及び通帳残高の確認を徹底し、適正な給与の支給に努める。
	物品の購入において、物品購入伺書等の必要書類が作成されていないものがあった。	物品購入伺書等の必要書類を速やかに作成した。併せて、財務規則を再確認し、職員に対して周知徹底を行った。 今後は、担当者だけでなく複数名によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。

24 商政第 2 3 9 7 号

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 浦 田 憲 一 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 2 5 年 3 月 4 日付 2 4 監総第 9 9 1 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
商 工 部	物品購入において、一括発注すべき物品を、分割して発注及び支払いを行っていた。	・会計担当の事務処理について、あらかじめ所内研修を行うなど事務指導を徹底させるとともに、決裁段階におけるチェック体制についても、より一層強化していくことで再発防止に努める。

2 4 教財第 5 7 6 号
平成 2 5 年 3 月 29 日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 浦 田 憲 一 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 2 5 年 3 月 4 日 2 4 監総第 9 9 1 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	県外出張の旅費において、宿泊料の算定を誤ったため、支給過となっていた。	支給過については、速やかに返納済み。今後は、複数人数で十分なチェックを行うことができるようチェック体制について見直しを行い、適切な事務処理に努めるように事務長会等を通じ再度指導を行う。
	物品購入代金の請求書において、1 か月ほどの受付遅延及び支払遅延があった。	請求書の収受状況を明確化し、副任とともに、毎週確認を行うよう事務処理体制を見直した。

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した知事部局、教育委員会及び警察本部の62カ所について実施した随時監査結果の報告（平成25年3月4日24監総第991号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年5月7日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	浦 田 憲 一

24 県土総第 2 1 1 2 号
平成 2 5 年 3 月 2 8 日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 浦 田 憲 一 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 2 5 年 3 月 4 日付 2 4 監総第 9 9 1 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 港湾課	資金前渡されたタクシー借上料の精算及び返納が、されていなかった。	未精算経費の精算及び返納を速やかに行った。 精算期限等の理解が不十分であったことから、今後は、前渡資金の事務手続等について職員に周知徹底を図り、再発防止に努める。

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	物品購入において、単価契約が締結されていないにもかかわらず単価契約の方式で購入されていた。	契約が一括契約に含まれていると誤解していたものであり、今後は、支払時に契約書との照合確認を徹底することにより、再発防止に努める。

監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した教育委員会
出先機関定期監査結果の報告（平成25年3月4日24監総第991号）に基づき、措置を講
じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年5月7日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	浦 田 憲 一

2 5 教 財 第 1 4 号
平 成 2 5 年 4 月 3 日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 浦 田 憲 一 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 2 5 年 3 月 4 日 2 4 監 総 第 9 9 1 号 の 監 査 結 果 の 報 告 に 基 づ き、 次 の と お り 講 じ た 措 置 に つ い て 通 知 し ま す。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	備品の購入において、工事請負費から支出していたものがあった。	再発防止策として、所属研修や出納員研修を通じ、財務規則に基づいた事務処理の徹底を図る。 なお、当該物品について備品登録を行った。

監査公表第6号

平成25年3月6日及び同年同月12日付けで提出された福岡県職員措置請求（住民監査請求）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年5月7日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	浦 田 憲 一

住民監査請求に係る監査結果

平成25年 4 月 22 日

第 1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 平成25年 3 月 6 日及び同年同月 12 日

2 請求の内容

(1) 請求の概要

請求人の請求概要は、以下のとおりである。

ア 請求人が求める措置

請求人は、①福岡県知事小川洋（以下「知事」という。）及び福岡県教育委員会委員長住吉徳彦（以下「教育委員長」という。）は、福岡県立育徳館中学校校長 X（以下「育徳館校長」という。）と日本文教出版株式会社（以下「日文社」という。）に対し、1,472円を請求せよ、②知事及び教育委員長は、福岡県立輝翔館中等教育学校校長 Y（以下「輝翔館校長」という。）と日文社に対し、2,208円を請求せよ、③育徳館校長は福岡県に対し1,472円を支払え、④輝翔館校長は福岡県に対し2,208円を支払え、との措置をするよう監査委員の勧告を求めている。

イ 県立中学校で用いる教科書選定手続き

福岡県は福岡県立育徳館中学校（以下「育徳館」という。）及び福岡県立輝翔館中等教育学校（以下「輝翔館」という。）を設置し、福岡県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は育徳館及び輝翔館を管理し、その教育課程及び教科用図書（以下「教科書」という。）の取扱いに関する事務を行っている。

ウ 平成24年度使用の中学校「公民」教科書選定

中学校が平成24年度以降使用する「公民」教科書は、文部科学省の教科書検定を経た 7 種の教科書の中から、育徳館校長及び輝翔館校長が日文社版教科書（以下「本件教科書」という。）を選定し、福岡県教育庁教育次長はその選定を受けて、福岡県立学校管理規則（昭和32年福岡県教育委員会規則第13号）第 7 条により採択したものである。

エ 外国人参政権の問題に関するわが国の基本的判断

平成 7 年 2 月 28 日の最高裁判所の判決によれば、選挙権は日本国民だけに付与されるものであって、外国人に参政権を付与しないことは憲法違反ではなく、基本的人権を侵す差別というものでもないということになる。

オ 外国人参政権問題についての本件教科書の記述

上記ウの 7 種の教科書は全て外国人参政権の問題について記述しているが、本件教科書の記述では、選挙権についての制限は外国人差別の一態様としており、上記エの考え方に違反している。

カ 福岡県議会の決議

福岡県議会（以下「県議会」という。）は、永住外国人への地方参政権付与の法制化について慎重に対応すべきであるとの意見書を可決し、さらに法制化に反対するとの請願を採択している。また福岡県内48市町村議会も永住外国人参政権付与反対の決議をしており、これらの決議に相反する記述の本件教科書を選定することは極めて不適切である。

キ 本件教科書の購入

育徳館校長は、平成24年4月2日、生徒用として本件教科書118冊をAから購入し、その代金は文部科学省が負担した。また、同年3月29日に本件教科書の教師用版（以下「教師用教科書」という。）（単価736円）2冊を上記Aから購入し、その代金1,472円を県費の中から支払った。

輝翔館校長は、平成24年4月6日に、生徒用として本件教科書110冊をBから購入し、その代金は文部科学省が負担した。また、同年4月2日に教師用教科書（単価736円）3冊を上記Bから購入し、その代金2,208円を県費の中から支払った。

ク 本件教科書購入の違法

本件教科書の記述は、上記のとおり、第一に外国人参政権について誤った説明をしており、第二に県議会の意志を否定する見解に立脚しているという点において、そのような内容の教科書を福岡県立中学校で使用する教科書として取得することは、県教育委員会の教科書採択権限を逸脱するものであり違法である。

そして育徳館校長及び輝翔館校長は、平成24年3月末から4月上旬にかけて、不適切かつ違法のいわば禁制品の教科書を教師用教科書として購入し、その代金を県費の中から支出し福岡県に損害を与えたため、その損害を賠償する責任がある。損害賠償額は、育徳館校長は同年3月29日に取得した教師用教科書2冊の代金1,472円に相当する額、輝翔館校長は同年4月2日に取得した教師用教科書3冊の代金2,208円に相当する額である。

また、日文社は違法の内容の教科書を出版して、同教科書を福岡県立中学校に有償で購入せしめた点において、育徳館校長及び輝翔館校長と同様の損害賠償責任がある。

(2) 事実証明書

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| ア | 第1号証 | 福岡県教育委員会教育長の通知書 |
| イ | 第2号証 | 育徳館中学校長の報告書 |
| ウ | 第3号証 | 輝翔館中等教育学校長の報告書 |
| エ | 第4号証 | 教科書採択決定記録 |
| オ | 第5号証 | 日本文教版の中学校公民教科書 |
| カ | 第6号証 | 最高裁判所平成7年2月28日判決書 |
| キ | 第7号証1 | 福岡県議会平成22年3月26日可決意見書 |
| ク | 第7号証2 | 福岡県議会平成22年3月26日採択請願3件 |
| ケ | 第8号証 | 育徳館中学校あて納品書 |
| コ | 第9号証 | 輝翔館中等教育学校あて納品書 |

第 2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、平成25年3月6日付けでこれを受理した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

教師用教科書に係る公金の支出に違法があるか否かについて監査の対象とした。

2 監査対象所属

福岡県教育庁教育振興部高校教育課（以下「県高校教育課」という。）、育徳館及び輝翔館を監査対象所属とした。

3 請求人の陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求代理人弁護士に対し、平成25年3月27日付け文書をもって陳述ができる旨通知したが、請求代理人弁護士からは陳述を行わない旨文書で回答があった。

4 監査対象所属に対する監査

(1) 県高校教育課に対する監査

県高校教育課職員に対し、平成25年4月9日に教科書の採択の概要について聴取調査を行った。

(2) 育徳館に対する監査

育徳館職員に対し、平成25年4月5日に教師用教科書購入に係る公金の支出について関係書類の調査及び聴取調査を行った。

(3) 輝翔館に対する監査

輝翔館職員に対し、平成25年4月4日に教師用教科書購入に係る公金の支出について関係書類の調査及び聴取調査を行った。

第 4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 教科書の採択から教師用教科書購入までの概要

ア 教育委員会が行う教科書の採択

県立の中学校及び中等教育学校で使用する教科書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）及び福岡県立学校管理規則に規定されており、本件教科書については、これらの法令の規定に従い次のとおり採択された。

(ア) 育徳館校長及び輝翔館校長は、平成23年4月28日付け文部科学省告示第80号により公表された教科書検定を経た7種の教科書のうちから、県教育委員会があらかじめ

め福岡県教科用図書選定審議会の意見を聞いた上で作成した「平成24年度使用福岡県立中高一貫教育校中学校用教科用図書採択基準及び選定資料」（以下「本件採択基準」という。）に従い本件教科書を選定し、校長の意見として県教育委員会に報告した。

- (イ) 県教育委員会は、上記の報告を受け、本件採択基準に照らし選定理由に問題がないか等を慎重に精査した上で本件教科書を公民分野の教科書として採択し、平成23年8月31日付け23教高第2458号により育徳館校長及び輝翔館校長に通知した。

イ 教師用教科書の購入

- (ア) 県高校教育課によれば、国から無償で給付された教科書は生徒に給与されるものであり、それ以外には給与されない。このため教師用教科書については、県費により購入することになる。

(イ) 育徳館の場合

育徳館第3学年の公民の授業を担当する教師は2名であり、各自1冊ずつ合計2冊を県費により購入した。

(ウ) 輝翔館の場合

輝翔館には、前期課程から後期課程を通じて5名の社会科の教師がいるが、前期課程における公民の授業を担当する教師は2名である。その公民の担当教師に各自1冊ずつ計2冊、それに加えて後期課程の教師3名も中高一貫教育の特殊性から公民の授業を担当する可能性があることから、本件教科書についての教材研究を行う必要があり、この3名が共同で使用する教師用教科書を1冊、合計3冊を県費により購入した。

(2) 本件教師用教科書に係る契約及び支出について

ア 育徳館の場合

Aから教師用教科書2冊を購入しており、その代金1,472円は平成24年4月4日に支出されていた。

イ 輝翔館の場合

Bから教師用教科書3冊を購入しており、その代金2,208円は平成24年5月7日に支出されていた。

2 判断

請求人の主張、県高校教育課、育徳館及び輝翔館からの聴取調査並びに事実関係の確認に基づき、次のとおり判断する。

(1) 本件教師用教科書の購入について

請求人は、育徳館及び輝翔館で使用する本件教科書について、第一に外国人参政権について誤った説明をしており、第二に県議会の意志を否定する見解に立脚しているという2点から、福岡県立中学校で使用する教科書として取得することは、県教育委員会の教科書採択権限を逸脱するものであり違法であると主張している。

しかしながら、外国人参政権の説明や県議会の意志の見解についての請求人の主張

は、本件教師用教科書の購入についての財務会計上の行為の違法性又は不当性を具体的かつ客観的に示したものと認められない。

本件教師用教科書の購入については、文部科学省の教科書検定を経た教科書の中から採択した生徒用教科書と同一の教科書を、授業等で使用するために必要部数購入したにすぎないものである。地方公共団体の経費支弁に係る裁量権と違法性については、高松地方裁判所判決（平成10年11月24日平成7年（行ウ）4・8号、平成8年（行ウ）2号）において、「普通地方公共団体は地方自治法2条3項1号ないし22号に例示されるような広範な事務を行うものであり、その事務を処理するための個々の公金支出の適否については、当該地方公共団体が当該事務の目的、内容等に照らして適正かつ円滑な事務処理を行う見地から当該地方公共団体の裁量に委ねられており、当該公金支出が社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の濫用に当たると認められる場合に限って違法となるものと解するのが相当である。」（平成12年4月20日最高裁判所の上告棄却により確定）と判示されているところである。この判決に照らすと、本件教師用教科書の購入については、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の濫用に当たると解される事実は認められないことから、その支出が違法又は不当なものであるとは認められない。

(2) 財務会計上の行為について

教師用教科書の購入に係る契約手続、支出負担行為及び支出命令の事務手続きについては、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）等関係法令を遵守して適正に執行されており、違法又は不当な公金の支出はなかった。

以上の結果、請求人の主張には理由がないので、本件請求を棄却する。

雑 報

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定により都道府県知事から指定された一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターが行う保育士試験について公示します。

平成25年5月7日

一般社団法人全国保育士養成協議会
会長 山崎 美貴子

1 試験日

筆記試験 平成25年8月10日（土）・11日（日）

実技試験 平成25年10月20日（日）

※自然災害等により試験日を延期することがあります。

2 受験申請書受付期間及び提出方法

(1) 受付期間

平成25年4月1日（月）から平成25年5月15日（水） ※5月15日（水）消印まで有効

※期限を過ぎてからの受験申請は、いかなる場合であっても一切受け付けません。

(2) 提出方法

受験申請書及び関係書類は、必ず一括して指定の専用封筒に入れ、簡易書留で郵送してください。

注意1：簡易書留による郵送のみの受付となります。必ず郵便局の窓口から簡易書留にて郵送してください。

注意2：簡易書留による郵送以外（普通郵便やメール便等）で発送しないでください。

注意3：1つの受験申請専用封筒で受験申請できるのは1人分とします。

注意4：提出された受験申請書等は、返却できません。

注意5：受験申請提出後の内容変更は一切受け付けません。

3 試験会場

筆記試験 学校法人 福岡女学院

福岡市南区日佐3-42-1

実技試験 学校法人 福岡女学院

福岡市南区日佐3-42-1

●試験会場への地図は、『受験票』に掲載します。

●試験会場となる学校等では、保育士試験業務は行っておりません。電話による交通アクセスの照会等は絶対にしないでください。

●筆記試験、実技試験とも同一都道府県での受験となります。

●交通障害等による延着も遅刻になりますので、各会場への交通手段、所要時間等は各自で確認をし、余裕をもって来場してください。

●受験申請書の提出後は、試験会場の変更はできません。

●試験会場は会場の都合や受験者の増加により、変更・追加になる場合があります。

4 試験の概要

(1) 試験日と試験科目

筆記試験

試験日	試験科目	入室時間	試験時間
8月10日（土）	保育原理	9：20	9：30～10：30
	教育原理	10：50	11：00～11：30
	社会的養護	11：50	12：00～12：30
	児童家庭福祉	13：20	13：30～14：30
	社会福祉	14：50	15：00～16：00
8月11日（日）	保育の心理学	9：20	9：30～10：30
	子どもの保健	10：50	11：00～12：00
	子どもの食と栄養	12：50	13：00～14：00
	保育実習理論	14：20	14：30～15：30

実技試験 ※幼稚園教諭免許所有者を除く、筆記試験全科目合格者のみ行います。

10月20日（日）	音楽表現に関する技術・造形表現に関する技術・言語表現に関する技術 (幼稚園教諭免許所有者以外は、受験申請時に必ず2分野を選択する。)
-----------	---

※集合時間等については、実技試験受験票にて確認してください。

(2) 配点及び合格基準

- 各科目・分野において、満点の6割以上を点数した者を合格とします。
- 『教育原理』および『社会的養護』は、両科目とも同年に満点の6割以上を点数した者を合格とします。
- 筆記試験は、マークシート方式にて行います。
- 筆記試験における法令等については、平成25年4月1日以前に施行されたものに基づいて出題します。

筆記試験

試験科目	満点
保育原理	100
教育原理	50
社会的養護	50
児童家庭福祉	100
社会福祉	100
保育の心理学	100
子どもの保健	100
子どもの食と栄養	100
保育実習理論	100

実技試験

試験科目	満点
音楽表現に関する技術	50
造形表現に関する技術	50
言語表現に関する技術	50

(3) 筆記試験について

- ① 当日の持ち物（試験中机の上に置けるもの）
 - ・受験票
 - ※受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。
 - ・HB～Bの鉛筆またはシャープペンシル

※鉛筆またはシャープペンシル以外での記入は0点になる場合があります。

- ・消しゴム
 - ・腕時計（アラーム等の音が鳴らないもの。計算機、電話等の機能のないもの。置時計不可）
- 机の上に、筆箱、携帯電話等を置くことを禁止します。（時計としての使用も禁止）
- 音（アラーム等）を発するものの試験教室への持ち込み・使用は禁止します。
- 携帯電話を試験教室に持ち込む場合は、電源を切ってください。

- ② 試験会場への入場開始は、午前8時30分からとします。
 - ※試験会場への入場は、受験者本人に限ります。
 - ③ 試験開始10分前までに試験教室へ入室してください。
 - ④ 試験中の途中入室・途中退室について
 - 途中入室：試験開始後20分までは入室を認めます。
 - 途中退室：試験開始後30分～終了5分前までは、挙手により退室を認めます。

。

 - ※ただし、『教育原理』・『社会的養護』は、途中退室は認めません。
 - ⑤ 試験会場の冷房が強い場合がありますので、調節できる服装でおいでください。
- 。
- (4) 実技試験について
- ① 受験票は必ず持参してください。
 - ※受験票をなくされた場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。
 - ② 受験票記載のガイダンス開始時刻に必ず集合してください。
 - ③ 試験会場への入場開始は、受験票記載のガイダンス開始時刻から30分前からとします。
 - ※1 試験会場への入場は、受験者本人に限ります。
 - ※2 会場より入場時間が異なる場合があります。
 - ④ 各自の実技試験開始の時刻は、試験当日のガイダンスで案内します。
 - ⑤ 会場によっては試験が夕刻まで及ぶ場合があります。

⑥ 試験会場内では、音や声を出す練習はできません。

音楽表現に関する技術

課題曲

ア.『めだかの学校』（作詞 茶木滋・作曲 中田喜直）

イ.『そうだったら いいのにな』（作詞 井出隆夫・作曲 福田和禾子）

●幼児に歌って聴かせることを想定して、課題曲の両方を弾き歌いすること。

（楽譜の持込可）

●ピアノ、ギター、アコーディオンのいずれかで演奏すること。

●ピアノの伴奏には市販の楽譜を用いるか、添付楽譜のコードネームを参照して編曲したものを用いる。

●ギター、アコーディオンで伴奏する場合には、添付楽譜のコードネームを尊重して演奏すること。

●いずれの楽器とも、前奏・後奏を付けてもよい。歌詞は1番のみとする。移調して歌うのも可。

注意1：ピアノ以外の楽器は持参すること。

注意2：ギターはアンプの使用を認めないのでアコースティックギターを用いること。

カポタストの使用は可。

注意3：アコーディオンは独奏用を用いること。

造形表現に関する技術

『保育所（園）での子どもたちと保育士との活動の一場面を絵画で表現する』

●表現に関する問題文と条件を試験の当日に提示します。

●当日示される問題文から想像される一場面を、条件を満たして表現しなさい。

注意1：試験当日は、

- ・ 鉛筆またはシャープペンシル（HB～2B）
- ・ 色鉛筆（12～24色）
- ・ 消しゴム

を各自で用意してください。

（色鉛筆は油性色鉛筆または水性色鉛筆としますが、水分を塗布する

ことは禁止します。また、クレヨン・パス・マーカーペン等の使用は不可とします。）

※携帯用鉛筆削りを会場内に持ち込むことは可としますが、試験時間中に使用する場合は、試験監督員の了解を得てから使用してください。

※受験者の間での用具の貸し借りは認めませんので、忘れないように注意してください。

注意2：試験時間は45分です。

注意3：解答用紙の大きさはA4判とします。絵を描く欄の大きさは縦横19cmで、紙の種類は当日に掲示します。

言語表現に関する技術

『各自3歳児に適した童話等を3分以内にまとめて話す。』

●自分の前にいる20人程度の3歳児クラスの幼児に集中して話を聞かせる時間という想定のもとに話す。

●話は、童話・昔話等自由とする。

注意1：題名は開始合図のあと、必ず一番初めに伝えてください。

注意2：絵本・道具（台本・人形）等の使用は一切禁止です。絵本を読んだり、道具を使ったりした場合は、不正行為になりますので注意してください。不正行為とみなされた場合、実技試験は無効となるほか、当該年試験から3年以内の期間で受験ができなくなる場合があります。（児童福祉法施行規則第6条の14第2項）

注意3：3分間は退出できません。時間は係員が計ります。

5 受験申請手続

(1) 受験手数料及び支払方法について

受験手数料

12,900円（内訳：受験手数料12,700円＋受験の手引き郵送料200円）

「保育士試験受験の手引き」に同封の払込取扱票（3連式）により、郵便局の窓口にて受験の手引き郵送料（200円）を含む12,900円を納付し、振替払込受付証明書を切り離し受験申請書（裏面）の指定位置に貼付してください。

- 注意1：振込手数料は、受験申請者の負担となります。
- 注意2：ATMでの払い込みはしないでください。また、現金・現金書留・郵便小為替・収入印紙では受け付けできません。（データ確認の都合上、ATMではなく、窓口にて払い込み願います。）
- 注意3：受験手数料の返金はできません。
- 注意4：収納印（受付局日付）が押印されていない振替払込受付証明書は、受け付けできません。
- 注意5：振替払込請求書兼受領証と書留・特定記録郵便物等受領証は筆記試験受験票または筆記試験結果通知が届くまで大切に保管してください。受験申請書の未着や払い込みの確認の際に必要です。

(2) 受験資格及び必要書類一覧

① 初めて受験する方（平成23年及び平成24年に合格科目がない方も含む）

該当する受験資格を下表で確認の上、受験申請書に必要事項を記入し、必要書類を提出してください。

注意：必要書類に旧姓が記載されている方は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本の提出が必要です。（コピー不可）

※戸籍抄本等が複数ページに綴られている場合は全て提出してください。

※必要書類の厳封は不要ですので、各証明書の内容（旧姓の記載など）を確認し、提出してください。

区分	No.	受験資格	必要書類（全て原本）	注意点
学校教育法による 大学 （学部・学科不問）	A-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書等不可
	A-2	大学院在学もしくははち修了した者	学校発行の在学（修了）証明書	修了証書等不可
	B-1	2年以上在学かつ62単位以上修得済の者 （大学卒業が見込まれる者・中退者も含む）	「保育士試験受験の手引き」に同封の62単位以上修得（見込）証明書	※注2
	B-2	2年以上在学かつ今年度中に62単位以上修得が見込まれる者		※注1・※注2

	B-3	1年以上2年未満在学かつ62単位以上修得済の者		
	B-4	1年以上2年未満在学かつ今年度中に62単位以上修得が見込まれる者		
短期大学 （学科不問）		編入学した者	保育士試験事務センターへ連絡してください	
	C-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書等不可
	C-2	最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書	※注1
	C-3	短期大学専攻科在学中もしくは修了した者	学校発行の在学（修了）証明書	卒業証書等不可
専修（専門）学校 各種学校 （学科不問） （修業年限2年以上）	D-1	専修学校の専門課程・各種学校を卒業した者（詳細は9受験資格詳細(1)の⑤i）を参照）	「保育士試験受験の手引き」に同封の専修学校/各種学校卒業（見込）証明書 ※学校発行の卒業（見込）証明書は不可	卒業証書等不可
	D-2	専修学校最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者（詳細は9受験資格詳細(1)の⑤ii）を参照）		※注1
	D-3	平成3年3月31日以前に専修学校の高等課程を卒業した者（詳細は9受験資格詳細(1)の⑤iii）を参照）		卒業証書等不可
高等専門学校	E-1	高等専門学校を卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書等不可
	E-2	高等専門学校最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書	※注1
高等学校 専攻科	F-1	高等学校専攻科（修業年限2年以上）を卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書等不可
	F-2	高等学校専攻科（修業年限2年以上）最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書	※注1

中等教育 学校後期 課程 専攻科	G-1	中等教育学校後期課程専攻科（修業年限2年以上）を卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書等不可
	G-2	中等教育学校後期課程専攻科（修業年限2年以上）最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書	※注1
特別支援 学校 専攻科	H-1	特別支援学校専攻科（修業年限2年以上）を卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書等不可
	H-2	特別支援学校専攻科（修業年限2年以上）最終学年在学中で今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書	※注1
高等学校 卒業	J-1	平成3年3月31日以前に高等学校を卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書等不可
	J-2	平成8年3月31日以前に高等学校保育科を卒業した者		
高等学校 卒業 + 勤務経 験	K-1	平成3年4月1日以降に高等学校卒業後（保育科は平成8年4月1日以降卒業後）、児童福祉施設で2年以上児童の保護に従事した者（詳細は9受験資格詳細(1)⑦参照）	学校発行の卒業証明書と、「保育士試験受験の手引き」に同封の児童福祉施設勤務証明書	卒業証書等不可
勤務経験	L-1	児童福祉施設で5年以上児童の保護に従事した者（詳細は9受験資格詳細(1)⑧参照）	学校発行の卒業証明書と、「保育士試験受験の手引き」に同封の児童福祉施設勤務証明書	
放課後児童クラブ 勤務者（学童保育）		9受験資格詳細(3)の①Ⅳ）または(3)の②を参照		
認可外保育施設 勤務者		9受験資格詳細(3)の①Ⅴ）または(3)の②を参照	受験申請前に必ず保育士試験事務センターに	
その他		・外国の大学、短期大学等を卒業したもの ・大学校、短期大学校を卒業したもの	連絡してください。	

上記に該当しない方は、受験申請前に保育士試験事務センターへお問い合わせください。

※注1 見込受験をした者について、今年度中に卒業できなかった場合、62単位以上

上修得できなかった場合、あるいは在学2年間に満たなかった場合、合格（一部科目合格）は無効となります。

※注2 「保育士試験受験の手引き」に同封の62単位以上修得（見込）証明書が提出できない場合は、学校発行の証明印のある「62単位以上修得（見込）を証明する書類（成績証明書等）」と「在学証明書（在学期間がわかるもの）」を提出してください。

※注3 短期大学に2年以上在学かつ62単位以上修得し中退した方は、受験申請前に必ず保育士試験事務センターへ連絡してください。

② 平成23年・平成24年に一科目以上合格された方

対象者は下表で確認の上、受験申請書に必要事項を記入し、必要書類を提出してください。

受験申請時に必要書類が提出されていない場合は、合格科目があっても免除申請ができない場合があります。

幼稚園教諭免許所有者は③も併せて参照してください。

免除対象者	必要書類（原本不可）	免除内容
平成23年一部科目合格者	①平成23年の一部科目合格通知書のコピー	・平成23年に合格した科目
平成24年一部科目合格者	②平成24年の一部科目合格通知書のコピー	・平成24年に合格した科目
平成23年及び平成24年一部科目合格者	①平成23年の一部科目合格通知書のコピー ②平成24年の一部科目合格通知書のコピー ※①、②両方の必要書類が必要。	・平成23年及び平成24年に合格した科目

※「①初めて受験する方」に記載の必要書類（卒業証明書等）を提出する必要はありません。

※一部科目合格通知書を紛失した方は、「合格科目免除願」を提出することにより、免除手続きができます。手続きを希望する場合は、受験申請書と一緒に「合格科目免除願」を提出してください。

※「子どもの保健」については、「発達心理学及び精神保健」と「小児保健」がと

もに合格していないと免除なりません。

※平成23年または平成24年に「小児保健」のみ合格されている方は、その一部科目合格通知書のコピーを提出していただくことで、「①初めて受験する方」に記載の必要書類（卒業証明書等）を提出する必要はありません。ただし、免除科目はありません。

③ 幼稚園教諭免許をお持ちの方

対象者は下表で確認の上、受験申請書に必要事項を記入し、それぞれ必要書類を提出してください。

幼稚園教諭免許所有者は、免除申請をすることにより、「保育の心理学」「教育原理」「実技試験」が免除となります。（免許の種類〈1種、2種、専修〉による免除科目の違いはありません。）

上記以外の残りの科目についても、指定保育士養成施設（※注1）において科目履修等により筆記試験に対応する教科目を修得した場合は、免除申請することにより、該当の筆記試験科目が免除されます。

修得した教科目が、筆記試験科目に対応するかどうかは、卒業した（教科目を修得した）学校（養成施設）に確認してください。

なお、平成26年の保育士試験までは、経過措置により改正前の教科目に該当する教授内容を修得した場合（改正後の教科目に該当する教授内容を満たしていない場合）でも、免除申請することにより、改正後の試験科目を免除することができます。

注意：必要書類に旧姓が記載されている方は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本の提出が必要です。（コピー不可）

※戸籍抄本等が複数ページに綴られている場合は全て提出してください。

※各証明書の内容（旧姓の記載など）を確認し、提出してください。

免除対象者	必要書類	免除内容
幼稚園教諭免許所有者 (臨時免許を除く)	①「幼稚園教諭免許状(※注2)のコピー」 (原本不可・カラーコピー禁止) ②次のいずれかに該当する必要書類 ・初受験者は「①初めて受験する方」に記載の必要書類(卒業証明書等)の原本 ・一部科目合格者は「②平成23年・平成24年に一科目以上合格された方」に記載の必要書類のコピー ※ ①、②両方の書類が必要	・保育の心理学 ・教育原理 ・実技試験
幼稚園教諭免許所有者 (臨時免許を除く) + 指定保育士養成施設(※注1)での科目履修等により教科目を修得した者	①「幼稚園教諭免許状(※注2)のコピー」 (原本不可・カラーコピー禁止) ②教科目を修得した指定保育士養成施設が発行した「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書」(※注3)の原本 ※「単位修得証明書」・「成績証明書」等では免除申請できません。 ③次のいずれかに該当する必要書類 ・初受験者は「①初めて受験する方」に記載の必要書類(卒業証明書等)の原本 ・一部科目合格者は「②平成23年・平成24年に一科目以上合格された方」に記載の必要書類のコピー ※①～③すべての書類が必要	・発達心理学 ・教育原理 ・実技試験 + ・幼教専修証明書により免除された科目(※注4)

※注1 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設。（児童福祉法第18条の6第1号にて規定）

※注2 教育職員（幼稚園教諭）免許状授与証明書でも結構です。幼稚園教諭免許状を交付した各都道府県の教育委員会が発行しています。

※注3 指定の様式での提出ができない場合は、学校発行の幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書でも結構です。

※注4 「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書」に記載される教科目が免除科目になります。証明書の内容を必ず確認してください。

6 受験票・試験結果通知書について

(1) 筆記試験受験票

送付期間：平成25年7月20日（土）～平成25年7月28日（日）

- ・筆記試験全科目免除者には、筆記試験受験票は送付しません。
- ・筆記試験受験票が届いた時点で、カナ氏名・生年月日・住所・受験科目等に誤りがないか確認してください。誤りがあった場合や受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。
- ・上記期日を過ぎても届かない場合は、7月29日（月）から8月2日（金）の期間に保育士試験事務センターまで連絡してください。

(2) 筆記試験結果通知書・実技試験受験票

送付期間：平成25年9月21日（土）～平成25年9月29日（日）

- ①『筆記試験結果通知書』・・・・・・・・・・・・・受験申請者全員
 - ②『実技試験受験票（筆記試験結果通知書）』・・・・・・・・筆記試験全科目合格者（実技試験受験対象者）
- ・実技試験受験票が届いた時点で、カナ氏名・生年月日・住所・受験分野等に誤りがないか確認してください。
 - ・上記期日を過ぎても届かない場合は、9月30日から10月4日（金）の期間に保育士試験事務センターまで連絡してください。

(3) 合格通知書・一部科目合格通知書・実技試験結果通知書

送付期間：平成25年11月30日（土）～平成25年12月8日（日）

- ①『合格通知書』・・・・・・・・・・・・・保育士試験に合格した方
 - ②『一部科目合格通知書』・・・・・・・・・・筆記試験で1科目以上合格した方
 - ③『実技試験結果通知書』・・・・・・・・・・筆記試験全科目免除で実技試験が不合格だった方
- ・筆記試験にて、合格科目がなく、実技試験受験対象者でない方は、①～③の通知書は送付しません。
（9月に送付する筆記試験結果通知書が最後の送付物となります。）
 - ・合格した筆記試験科目は、科目毎に合格した年を含めて、3年間有効です。
 - ・上記期日を過ぎても届かない場合は、12月9日（月）から12月26日（木）の期間に保育士試験事務センターまで連絡してください。

●筆記試験・実技試験の内容、合否、正答、採点基準、採点方法等についてのお

問い合わせには一切応じられません。

- 受験票や各通知書の不達・紛失のお問い合わせは、受験者本人からのみとします。

7 受験（筆記・実技）の際の注意事項について

- ① 試験会場への入場は、受験者本人に限ります。同伴者（お子様・ご家族等）の控室はありませんので、受験者本人以外の入場はご遠慮ください。
- ② 受験中、携帯電話等の機器の電源はすべて切ってください。携帯電話等の機器を受験中に使用することは不正行為とみなされる場合があります。
- ③ カンニング、携帯電話を使用する等の不正行為をした場合は、受験を停止し、今年受験の筆記試験科目・実技試験科目分野すべてにおいて無効となるほか、当該年試験から3年以内の受験ができなくなる場合があります。（児童福祉法施行規則第6条の14第2項）
- ④ 試験当日欠席される場合、保育士試験事務センターに連絡する必要はありません。
- ⑤ 試験会場となる学校等では、保育士試験業務は行っておりません。電話による交通アクセスの照会等は絶対にしないでください。
- ⑥ 試験会場へは、公共交通機関を利用してください。
- ⑦ 交通障害等による延着も遅刻になります。各会場への交通手段、所要時間等は各自で確認し、余裕を持って来場してください。
- ⑧ 会場では係員の指示に従ってください。
- ⑨ 当日の昼食は各自持参してください。
- ⑩ ゴミは試験会場には捨てず、各自で持ち帰ってください。
- ⑪ 筆記試験会場周辺の路上に、試験結果を有料で知らせる業者がいることがありますが、これらに業者と保育士試験事務センターは関係がありませんので注意してください。

※受験に際して補助等個別対応の必要な方は、受験申請前に保育士試験事務センターまで連絡してください。（試験日直前などの申し出には、対応できませんので注意してください。）

8 保育士の登録

保育士試験合格者は、「保育士」として業務に就く場合、児童福祉法の規定に基づき、事前に登録事務処理センターにて保育士登録の手続きを行う必要があります。詳細は下記の機関へお問い合わせください。

※登録の手続きには、申請書類の受付よりおおむね2か月程度かかります。

都道府県知事委託 保育士登録機関 登録事務処理センター

TEL 03-5485-3150 URL <http://www.hoikushi.jp>

※保育士試験事務センターとは、別団体です。

9 受験資格詳細

(1) 次のいずれかに該当する方は受験資格があります。

- ① 学校教育法による大学に2年以上在学して62単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者
- ② 学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ③ 学校教育法による高等専門学校及び短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ④ 学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）の専攻科（修業年限2年以上のものに限る）又は特別支援学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る）を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ⑤ 専修学校（専門学校）と各種学校について
 - i) 学校教育法第124条及び第125条による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る）又は各種学校（同法第90条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る）を卒業した者
 - ii) i) に規定する当該専修学校の専門課程または当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
 - iii) 平成3年3月31日以前に学校教育法第124条及び第125条による専修学校の高等課程（修業年限3年以上のものに限る）を卒業した者
- ⑥ 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

- ⑦ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）または文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設において、2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上、児童の保護に従事した者。
- ⑧ 児童福祉施設において、5年以上の勤務で、総勤務時間数が7,200時間以上、児童の保護に従事した者。

(2) 次の①または②に該当する場合は、経過措置により受験資格があります。

- ① 平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した者（旧中学校令による中学校を卒業した者を含む）若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
- ② 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

(3) 次の①～③に該当する者は、受験を希望する都道府県知事の認定を受け受験ができます。

- ① 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる(ア)～(オ)の施設等において、2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上、児童等の保護または援護に従事した者。
 - i) 「子育て支援交付金の交付対象事業等について」（平成23年9月30日雇児発0930第1号）に規定するへき地保育所又はグループ型小規模保育事業
 - ii) 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等
 - a: 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設
 - b: 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）
 - iii) 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号）に規定する家庭的保育事業

iv) 「放課後子どもプラン推進事業の実施について」(平成19年3月30日18文科生第587号雇児発第0330039号)に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

v) 児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第35条第4項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、次に掲げるもの

a: 児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設

b: aに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設

② 上記①に掲げる施設等において、5年以上の勤務で、総勤務時間数が7,200時間以上、児童等の保護または援護に従事したものの。

③ 上記(1)の①～⑥に準ずる者

10 保育士試験に関するお問い合わせ先

保育士試験指定試験機関

一般財団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

〒171-8536

東京都豊島区高田3-19-10

フリーダイヤル: 0120-4194-82

ホームページ: <http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

ファックス: 03-3590-5593

電話: 03-3590-5561

Eメール: shiken@hoyokyo.or.jp